

岡崎市EVカーシェアリング事業 実施方針の質問・意見に対する回答

ページ	大項目	中項目	項目名	質問・意見	回答
1	2	(1)	事業区域	駅周辺にカーシェアリング用の事業敷地として使用できる土地はありますか。	東立体駐車場南側平面駐車場以外には、市所有地で使用できる土地はありません。カーシェアリング事業の実施にあたり市所有地以外での提案も可能です。
4	4		事業方式	提供方法について、リース方式による調達と記載がありますが、公用車使用のみの車両についてもサービス契約での提供も可能でしょうか。	本事業では車両の購入はせずに賃貸借契約により調達することで、車両に必要なメンテナンス業務を民間委託し、市の事務負担の軽減を図りたいと考えています。賃貸借契約以外の方法でも同様の成果が得られればサービス契約での提供も可能です。
4	4		事業方式	カーシェア事業について、いつまでに有償貸渡免許が必要でしょうか。	自動車の有料貸出事業に必要な有償貸渡免許は契約時に確認いたします。
5	5		事業期間	自動車を除くリース物件について、無償譲渡の記載がございますが、固定資産税は含めないとの認識でよろしいでしょうか。	含めないという認識です。
5	6	(1)	事業者の業務範囲	車両68台はメーカーを統一せずに選定してもよろしいでしょうか。	メーカーを統一せずに選定して構いません。
5	6	(1)	事業の業務範囲	「電気自動車を使用する上で、必要な保守点検を実施します」EV・PHEV車のメンテナンスリースにおいて、動力用バッテリー(リチウムイオン電池orニッケル水素電池)の交換は含まれない形になりますが、よろしいでしょうか。	賃貸借期間中は、車両の使用に支障のないようメンテナンスを実施してください。
5	6	(2)	事業者の業務範囲	太陽光発電を設置する公用車車庫屋上の耐荷重は市側で確認されたということでしょうか。	公用車車庫は認定駐車場のため、設置できる太陽光発電設備のタイプは限定されると考えています。事業者におきましても現地調査等により設置可否の確認をしてください。優先交渉権者から示された太陽光発電設備の仕様等については、本市から駐車場メーカーへ提供し、確認をしていただく予定です。
5	6	(2)	事業者の業務範囲	充電器に引き込む電気ですが、太陽光発電からの電気で足りない場合、岡崎さくら電力を使用する前提でしょうか。それとも、任意の小売電気事業者でもよろしいでしょうか。	電力契約は、株式会社岡崎さくら電力を予定してします。なお、本市が株式会社岡崎さくら電力と契約をしますので、事業者が電気契約をする必要はありません。
6	7	(6)	事業者の費用負担	車両以外のリース物件に対しては動産総合保険の付保を予定しております。保険の付保範囲は、残賃借料を上限とする時価ベースの保険とさせて頂いても問題ございませんでしょうか？	提案上限額以内で各設備に必要な保険に入り、補償内容は提案書に記載してください。
7	8	(2)	事業者の業務範囲	車両の発注は、契約締結後となります。市の指定期日までに車両の納期が間に合わない場合、相談可能でしょうか。	一部の車両及び充電器は令和6年3月31日までに、その他の車両等は令和7年12月31日までに納入をしてください。令和6年3月31日までの一部先行導入について、数量について指定はありません。
9	11	(2)	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	リース対象物件が万一、動産総合保険の対象外となります、テロや地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生し契約の継続ができない場合、残賃貸借料金については別途協議するということでしょうか。	別途協議いたします。